

すくも 市議会だより

第84号

■ 編集 議会だより編集委員会 ■ 発行 宿毛市議会

定例会の概要

第三回定例会は、平成二十八年九月六日に開会し、十八日間の会期で九月二十三日に閉会しました。

市長から提出された議案は、「平成二十七年年度一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計」の決算認定議案十四件、「平成二十八年年度一般会計補正予算」など予算議案八件、「宿毛市コミュニティバス実証運行に関する条例の制定について」の条例議案一件、その他の議案十一件の合計三十四議案で、審議の結果、閉会中の継続審査となった決算認定議案十四件を除いて、いずれも原案どおり全会一致で可決されました。

また、議員動議により、自衛隊誘致調査特別委員会が賛成多数で設置されました。

議案の主な内容は、次のとおりです。

補正予算

◎一般会計(議案第一七号)

今回の補正予算は、総額で一億三千七百九十六万五千円が増額補正され、累計で百十四億三千百七十三万六千円となりました。

(歳出の主なもの)

○情報セキュリティ強化対策事業
……………五千二百一十七千円

○観光クラスター形成事業
……………四百六万三千円

第三回(九月)定例会日程

9月6日(火)	本会議	開会、議案上程 提案理由の説明
7日(水)	休会	議案等精査
8日(木)	休会	議案等精査
9日(金)	休会	議案等精査
10日(土)	休会	
11日(日)	休会	
12日(月)	本会議	一般質問
13日(火)	本会議	一般質問
14日(水)	本会議	議案質疑
15日(木)	休会	委員会審査(総務・予算)
16日(金)	休会	委員会審査(産業・予算)
17日(土)	休会	
18日(日)	休会	
19日(月)	休会	
20日(火)	休会	委員会審査(予算)
21日(水)	休会	委員長報告、質疑 討論、表決、閉会
22日(木)	休会	
23日(金)	本会議	

○宿毛小学校屋内運動場建設
基本・実施設計業務委託料
……………四千六十四万三千円

○志国高知幕末維新博地域会場整備費
……………三千四万八千円

◎宿毛市特別養護老人ホーム
特別会計(議案第一九号)
総額で一億三千五百一十一万二千円が増額補正され、累計で五億二千二百二十九万九千円となりました。

○職員受入事業費負担金
……………一千二百六十八万九千円

条例

◎宿毛市コミュニティバス実証運行に関する条例の制定について

宿毛市内における交通空白地域の解消を目的として、コミュニティバスの実証運行を実施するにあたり、必要な事項を条例で定めるものです。

その他

◎辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

議案第二七号から議案第二九号までの三議案は、沖の島辺地の簡易水道施設、宿毛北部辺地の交通通信施設、栄喜辺地の簡易水道施設、の整備を実施するにあたり、辺地対策事業債の申請を行うため、本計画の策定が必要であり、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」第三条第一項の規定により、議会の議決を求めらるるものです。

◎市道路線の認定について

議案第三〇号から議案第三三号までの四議案は、一ノ又線、舟ノ川中線、長田町中線、新田六号線の四路線について、道路法第八条第二項の規定に基づき道路の路線を認定することについて議会の議決を求めらるるものです。

◎市道路線の変更について

議案第三四号は、高砂北三号線について道路法第一〇条第三項の規定に基づき道路の路線を変更することについて議会の議決を求めらるるものです。



自衛隊誘致調査特別委員会

(平成二十八年九月二十三日設置)

自衛隊誘致調査特別委員会を設置し、閉会中の継続調査を行うことになりました。

宿毛市の人口減少に歯止めをかけるにはあらゆる施策を講じなければならぬ現状にあり、自衛隊誘致は安全確保、災害対策、地域の活性化等に大いに資すると考えられ、緊要な選択肢であることから、実現に向け調査、議論をしていく所存ですので、皆様方のご指導ご鞭撻を賜りますようお願いいたします。

- 委員長 寺田公一
- 副委員長 山本 英
- 委員 川村三千代、原田秀明、山上庄一

野々下昌文、宮本有二、濱田陸紀

提出された議案等

議案番号	件名	議決結果
第1号	専決処分した事件の承認について	承認
第2号	専決処分した事件の承認について	承認
第3号	平成二十七年年度宿毛市一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計歳入歳出決算認定について	継続審査
第16号	平成二十八年年度宿毛市一般会計及び各特別会計(国民健康保険事業、特別養護老人ホーム、学校給食事業、下水道事業、国民宿舍運営事業、介護保険事業)並びに水道事業会計補正予算について	原案可決
第24号	宿毛市コミュニティバス実証運行に関する条例の制定について	原案可決
第25号	高知県市町村総合事務組合規約の変更について	原案可決
第26号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	原案可決
第27号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	原案可決
第28号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	原案可決
第29号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	原案可決
第30号	市道路線の認定について	原案可決
第31号	市道路線の認定について	原案可決
第32号	市道路線の認定について	原案可決
第33号	市道路線の認定について	原案可決
第34号	市道路線の変更について	原案可決
意見書案		
第1号	参議院議員選挙区の合区解消を求める意見書について	原案可決
第2号	「同一労働同一賃金」の実現を求める意見書について	原案可決

一 般 質 問

第三回（九月）定例会の一般質問は、十二日、十三日の二日間に八人の議員から市政全般について質問がありました。

主な内容は、次のとおりです。



松浦 英夫 議員

高齢者対策について

問 宿毛市は三人に一人が六十五歳以上である。これから本格化する「少子・高齢化社会」を考えると、今、本格的に手を打たなければ取り返しがつかなくなる。

答 高齢化に伴う地域の現実をどのように認識しているか問う。

答 地域での年中行事や伝統文化の継承等と併せて、老々介護の問題、災害時における

避難の問題、産業分野における維持継承の問題等それぞれの地域において厳しい現状があると認識している。

問 高齢化が進み、マンパワーが少ない中での伝統文化の継承活動に対する今後の取組みについて問う。

答 各地区での取組みは大変だろうと考える。行政としてどのような形で出来るかわからないが、出来る限りの協力をしていきたい。

問 高齢者の気持ちは、誰もが住み慣れた地域で、地域の皆さんと一緒に暮らしていることが一番幸せと思っている。

答 その為に、地域の現状を直視しながら、高齢化問題を解決しなければならぬ。地域

の活性化の取組みとニーズの把握方法について問う。

答 地域の活性化には、地域住民一人一人が主体的に参画し、自らの有する能力を最大限に生かす自助を基本とし、地域で支え合う互助の仕組みが必要と考える。各地域に出かけて講話を行う中でニーズの把握に努める。

問 高齢化社会になればなる程、地域での交流の場を作ることが大変重要であるが今後の取組みについて問う。

答 地域地域のニーズや状況に合わせて、その地域では何がいいのか判断しながら助言をしていく。

老人クラブ問題について

問 クラブ数や会員数が大幅に減少している原因や課題についての分析と活性化の取組みについて問う。

答 要因としては、地域元氣クラブや百歳体操への参加、自主的なサークルへの参加等、社会参加の方法の多様化が挙げられる。会員数の減少によ

り単位老人クラブの活動が難しくなっているのではないかと。老人クラブの活動は、高齢者の社会生活を豊かにするだけではなく、高齢者が有する知識や経験などを次世代に引き継ぐという重要な活動と考えている。

藻津漁港へのアクセス道の整備について

問 藻津漁港へのアクセス道の整備についての、今後の取組みについて問う。

答 宿毛湾全体の振興を考える時、優先順位は高いと考える。拡幅には用地買収が不可欠であり、用地買収の可能性を探った後、道路予備設計を実施したい。

有利な補助制度がないか検討するとともに、社会資本整備総合交付金の増額を国に対して要望活動を懸命に行う。



高倉 真弓 議員

マイナンバー制度の現状と今後について

問 活用状況と本人確認について問う。

答 現在までのマイナンバーカードの公布数は八百八十六枚であり、本年一月より市民課税務課、福祉事務所などの社会保障税分野で利用を開始している。来年一月からは国の機関間での情報連携が開始となり、七月からは地方自治体間での情報の連携が始まる予定である。なお、本カードは顔写真付きであり、運転免許証やパスポートと同様に一点で本人確認ができることとなっている。

太陽光発電施設の対応について

問 現状とチェック体制、条例制定について問う。

答 昨年度までは市町村に対する届出の義務が無かったため、詳細な把握ができていなかったが、本年三月に高知県がガイドラインを作成したため、四月以降開始する出力五十キ

ロワット以上の太陽光発電施設については市町村担当課に届出をすることとなり把握が可能となり近隣住民に対し事業内容の事前説明、そして協議をすることとしている。ト

ラブル等が発生した場合は市町村が窓口となり対応する。事前説明、協議の場が設けられたというところで現在のところは条例を策定する考えはない。

教育現場の安心安全について

問 フツ素洗口実施後の状況と今後について問う。

答 昨年二学期から宿毛中学校、今年度山奈小学校でも取り組みが成されている。全ての小中学校につなげるよう取り組みたい。

問 学校現場の敷地内禁煙状況について問う。

答 建物の中で喫煙している学校はゼロである。敷地内禁煙においては受動喫煙等子供たちに健康被害の及ぶことのないよう留意し校長会等で議論してまいりたい。

問 スマホ、携帯電話の取り扱いについて問う。

答 幡多市町村教育委員会連合会や幡多地区の小中学校PTA連合会が協働で作成した「幡多っ子ネット宣言」において夜九時以降の使用制限、フィ

ルタリング機能の設定、我が家のルールづくり等を奨励事項として提示し、それを各家庭で守ってほしいということを確認しているところである。教育委員会としても家庭や関係機関とも連携し望ましい



山戸 寛 議員

宿毛市のBCCP(業務継続計画)について

問 中西市長の在職時に、市の各種情報の安全確保のために自治体クラウドへの加入を

提案した経緯がある。その後の情報管理体制について問う。

答 二十七年度に二十五の業務システムを自治体クラウドへ移行した他、そのシステムになじまない分については、宿毛消防署の二階にサーバー等の移設をする。

問 BCPにおける災害応急対策業務と優先度の高い通常業務の位置づけについて問う。

答 継続的な通常業務に関しても、BCP(業務継続計画)に位置づけして対応できるようにしている。

国土調査について

問 地籍調査を行った地域で一部の土地の境界争いが原因で、全体の登記が保留になっているために困っている人たちがいる。どの時点で、市は、筆界未定もやむなしという判断を下すのか問う。

答 交渉の中で決着がつかない案件については、双方に筆界未定の同意を求めていく。同意が得られない場合には、同意なしでの筆界未定もやむ

なしと考えている。早期解決に向けて取り組んでいきたい。

臨時職員の処遇改善について

問 土佐清水市、四万十市という近隣市に比較して低く抑えられている宿毛市の臨時職員の処遇について、どのような改善がなされたか問う。

答 日額を一般事務で百円、保育士で二百円増加。また、四月一日の採用により六月の特別賃金も支給した。

問 臨時職員の特別賃金はこれまで年間十二日分だったものが今年度十六日分まで増えた。しかし、それでも両市と比較すれば大きな差がある。もし、両市と同様なレベルにまで引き上げたとしたら、市としてどの程度の負担増になるか問う。

答 両市の特別賃金は、一回の支給が二十日と聞いているので、六月と十二月で計二十四日分。九月一日の臨時職員数は七十七名。それぞれの日額で計算した総額は一千三百十七万八千円となる。

問 臨時職員の特別賃金は、両市に比べて年間で二十四日分少ない。一般事務だと年額十六万五千六百元、保育士等なら同じく年額で十八万二千四百円少ないということになる。臨時職員の方々にとっては、一か月働いて得る賃金以上の額になる。宿毛市はこの方々を低い処遇のままにしてきた。その点を是正するのが当然だろうと思うが、見解を問う。

答 宿毛市が四万十市や土佐清水市と比べて特別賃金が低いという状況はご指摘のとおりである。どのような手法で臨時職員の処遇改善を図ることができるのか、平成二十九年の実施に向けて検討をしていきたい。

問 整備等、宿毛再生をどう考えるか問う。

答 要因や課題が地域ごとに異なり、地域の实情に応じた地方の責任と創意工夫の取り組みが重要と考えている。今後とも皆様の意見を踏まえ、本市の特色を生かした戦略に磨きをかけていく。

問 行政視察で養父市の総合戦略が多く市の市民参加によって策定されたことが目を引いた。本市の取り組みについて見解を問う。

答 養父市の取り組みも参考にさせていただく。昨年策定した総合戦略はスタートであり、PDC Aサイクルにより、より実効性のあるものになるよう磨きあげていく。

問 地域づくりは国から頼まれてやるものではない。ふるさと創生は自ら考え自ら行う地域づくり事業だ。決意を問う。

答 人口減少に決意をもって取り組む。人口の自然減や社会減も減らしていきたい。移住者の目標人数を上乗せして数値の変更もしていきたい。

問 成長戦略の目玉である中山間農業改革特区についての見解を問う。

答 企業にとっても農業参入しやすい環境が整うもので農業を支えていくためには重要な政策と考える。

問 生産効率の悪い田畑は捨てられ、一層過疎が進み地域が消滅する危険もある。市長の見解を問う。

答 特区活用については農業者団体、地域住民の意見を聞き検討するものであり配慮がいろいろあると思っている。

問 豊かな自然環境を守るため放棄地活用について問う。

答 耕作放棄地になった原因を解決しなければと考えている。また、国、県の事業の活用、直七産地化推進事業他優位な補助施策を勉強していく。

斎場の管理運営について

問 斎場内における環境美化の現状と対応について見解を問う。

答 施設全体として二十三年経過し経年劣化等が進んでいる状況である。年二回清掃業者に委託して施設美化に努めており改善できる部分はしっかり取り組む。

問 業務委託の内容と公表について問う。

答 宿毛葬儀社と随意契約。契約金額は四百十六万六千九百六十円。業務内容は火葬業務と受付業務、使用料の収納業務である。

千寿園問題について

問 介護の仕事で一番難しいのは人との接し方と言われる。市政懇談会でも職員の対応の意見が出た。市長の見解を問う。

答 職員の接遇に対する市民の皆様からの厳しいご指摘があるのも事実である。職員には市民目線に立って親切な対応を心がけるように指導しているところである。ご指摘は真摯に受け止め職員一丸となり親切丁寧な接遇に心がけていきたい。

防災対策について



山本 英 議員

問 通電火災予防のため、感震ブレイカーへの切り替え補助及び耐震診断無料化等の補助対象の平成旧耐震住宅までの拡大について問う。

答 県は、地震火災対策検討会で津波浸水エリア外の重点推進地区を指定しているが、本市には県補助の対象となる地区がないので、県に対し、指定地区以外にも一定の財源措置の必要性を訴えていく。また、平成旧耐震住宅までの補助対象の拡大についても、県に投げかける。

市役所内部の効果的運用・各課の連携について

問 市長は他の事務のために利用する目的で保有する情報であっても、法の施行のために

地方創生について



川田 栄子 議員

問 地域の実情に応じた環境

必要な限度で内部利用できるとある。市の業務の効果的効率的運営の在り方を問う。

答 各課の情報共有については、今後検証し、十分活用して効率的な事務の執行に努める。

桜公園について

問 約二十五年前、ふるさと創生事業として整備したが、当初の目的が定かでないのに、自然公園法の目的から類推すると、未だ完成していないのが現状。問題の所在を確認し、解決策を検討し、一步一步進めないとゴールは見えない。市長の取り組み方を問う。

答 地元地区の意見も聞きながら、多くの方々に気軽に利用して頂ける桜公園として整備する。また、大島桜公園、咸陽島公園を連結した形で画的に進める。

通学路の安全対策について

問 二ノ宮の文殊堂のある山裾が崩落した。小学生の通学路でもあり万全を期す必要が

あるが、教育委員会の対策を問う。

答 土木課とも連携を密にして、危険であると判断をした場合は、随時通学バスの運行等の対策を執る。

自衛隊誘致について

問 中国は尖閣諸島のみならず沖縄諸島までもが領土と主張し始めた。陸・空は西にシフトしつつあり、海もその可能性が高い。また、艦の大型化に伴い、現状の港では収容困難で、新たな港湾整備に繋がる可能性が高まっている。兆候を読み取り、誘致活動をすべきと考えるが、所見を問う。

答 今後とも国の動向を注視しつつ、引き続き、積極的に要望活動や情報収集等に取り組む。

中学生の体験学習について

問 善通寺の陸自駐屯地にある乃木史料館で体験学習をしている中学生をみかけた。香川県のほとんどの中学生が来

るとのこと。起床から就寝まで、団体生活で規則正しい生活が体験でき、広範囲な職域が研修できるので効果的であると思うが所見を問う。

答 学校教育の視点から、体験の意義も考えて適切に対応する。



川村 三千代 議員

横瀬川ダムについて

問 横瀬川ダムが本體工事着工へと向かうが、改めて建設の経緯、目的、近隣地域の治水洪水対策について問う。

答 横瀬川ダムは中筋川流域の洪水調節、四万十市の水道利用を目的としている。中筋川ダムとともに、上流で降った雨を最大限ため込み、水位を下げることで洪水被害の低減を図るよう平成二年に事業着手した。その後、ダム事業の再評価、検証により基本計

画が変更となり、現在は平成三十年年度末までに工事完了、翌年度試験湛水する計画である。渡川水系の河川整備として県がヤイト川の河川工事を実施しているが、今後も堤防や排水ポンプの整備を進め治水対策に取り組んでいきたい。

認知症による行方不明者について

問 認知症による徘徊、それに伴う行方不明者対策について問う。

答 本市ではSOSネットワークシステム事業を実施している。これは認知症高齢者等で事前に登録申請した方が行方不明になった場合、同じく事前に登録申請した協力機関、ガソリンスタンド、コンビニ、タクシー会社、消防団等のサポーターにメール等で行方不明情報が配信され、早期発見・保護に寄与するものである。現在、登録高齢者三十一名、協力機関二十一機関、サポーター二百十六名で取り組んでいる。今後も各機関と連携し、支援体制の強化を図り認知症の方、そのご家族の方の環境整備に努めていきたい。

なお、認知症高齢者等のSOSネットワークへ登録されたい方は、ぜひ、市役所にご連絡いただきたい。

新たな選挙制度について

問 選挙について、十八歳以上に選挙権が与えられるようになったが、学校現場での取り組み、また、今回の参院選の十代の低投票率の要因と対策について問う。

答 基本的に主権者教育は高等学校からとなっているが、小中学校においても社会に関心を持つことは必要であり、将来を見据えたキャリア教育を推進する中で、国民の権利である選挙権の重要性についても学習できるようにすることは大切であると認識している。低投票率については、まず合区の選挙制度が挙げられる。そのうえ高知県からの候補者がおらず、全体として関心が高まらなかった。また、十八歳から十九歳の多くが進学や就職のため住民票を宿毛に置いたまま遠方で生活している実情がある。今後も高校に協力を頂き、広報での呼びかけ、啓発チラシ、選挙CMの制作

に携わるなど啓発活動に努めていきたい。



山岡 力 議員

準要保護基準について

問 生活保護家庭において扶養する子供がいる場合、要保護として就学援助が受けられる。多くの自治体では生活保護ではないが厳しい生活を強いられている家庭に対し要保護に準じた準要保護基準が認定されている。当市もこの基準を定めたらどうか問う。

答 準要保護の要否判定としては生活保護基準と同額の支援をしており就学援助は遜色なく図られていると思うが、ご指摘の通り所得要件が生活保護基準の一・〇倍という自治体は少数であることも事実、今後、市長部局とも協議・検討していく。

児童扶養手当について

問 過去の法律改正で、ひとり親家庭に支給される「児童扶養手当」が、収入が増えると減額される仕組みになっているというのが私の認識だが、現状はどうなっているか問う。

答 児童扶養手当の支給額の算出に当たっては物価スライド制をとっており一律に減額されるものではない。平成二十八年八月より児童扶養手当の加算があり就労等を加えた総収入はなだらかに増えるよう設定されている。

教員不足について

問 現在、臨時教員不足が深刻である。このままだと教育の機会均等自体が崩れる。教師のデスクワークの多忙さも問題化している。これら諸問題の解消に向けてどう取り組んでいくのか問う。

答 社会が複雑多様化する中、学校現場はさまざまな課題への対応等教職員への負担が大きくなっていることは認識している。県教育委員会が推進

している学校支援地域本部事業を導入し、地域の皆さんや関係機関との連携を図り教員が子供と向き合う時間の確保に取り組む。

宿毛マラソンについて

問 発足時は花へんろマラソンという名称で始めたが、費用対効果への疑問等で一旦廃止となり昨年からは宿毛マラソンとして再発足した経緯がある。地元参加者が少ない状態の中、財政負担をして続ける意味があるのか。来年はコンパクトな大会に切り換える協議がされていると聞くが、どのような考えに基づくのか見解を問う。

答 現在、宿毛マラソン実行委員会が検討中であるが、花へんろマラソンが廃止に至った経緯も考慮する中で次期大会ではハーフマラソンをメイン競技に据え小学生を対象とした二キロマラソンを追加し、ご家族が参加して頂ける方向での開催を考えている。開催時期についても深慮し競技は午前中開催に変え、後夜祭も再考し市内飲食店に足を運んで頂く工夫も必要と考えてい

る。今後は市民総参加型の大会に作りあげていきたい。



濱田 陸紀 議員

南海地震対策について

問 市街地に残されている病院跡地や土堀などの危険家屋の対応について問う。

答 昨年度施行された空き家対策特別措置法により、老朽空き家の所有者等の調査が可能となったので、相談内容に応じて調査を実施し指導等を含め対応している。老朽建物が存在していることは十分に認識している。空き家等については、あくまでも個人的財産であり権利者による対策が原則であるが、空き家対策特別措置法の規定を適用する中で、問題解決に全力で取り組んでまいりたい。

問 三浦街区公園のブロック塀は老朽化が目立ち、子供達

がそこで遊んでいる。早急な対応について問う。

答 三浦街区公園のブロック塀については、倒壊の危険性があることから、今年度予算措置をしており、早い段階でブロック塀の撤去、フェンスの設置をするよう努める。

問 河戸堰より水門を経て街区の三カ所の水路に取水しているが、水門管理者が高齢化し、増水時に対応が困難な状態となっているので、電動化は出来ないか問う。

答 電動化の事業実施には受益者の分担金が伴い、分担金の同意が得られないと事業実施は困難である。何らかの方法はないか、地元ともお話をさせていただきたいと思っ

宿毛小学校の建設予定地について

問 学校建設予定地について、PTAとの座談会が行われたが、現在の状況について問う。

意見書

今定例会に議員より提出された次の意見書案を原案のとおり可決し、国会及び政府に提出しました。

◎参議院議員選挙区の合区解消を求める意見書

平成二十八年七月に行われた参議院議員選挙は、「高知県・徳島県」、「鳥根県・鳥取県」において、初めての合区選挙が行われた。

人口減少地域における合区は、国会における地方選出議員の減少に直接的につながり、地方と大都市圏との更なる格差拡大を招く危険性を含んでいる。

地方における急激な人口減少・少子高齢化に歯止めをかけ、関東圏域への過度な一極集中を是正するためには、地方創生への積極的取り組みが急務であり、重要課題として位置付けられる。

今後も一票の格差是正の理由で国会議員が国土の一部地域である都市圏選出者に集中するのであれば、広い地域に点在し国土を守っている地方の声が反映しにくく、地方は益々

広げるためには、我が国の労働者の約四割を占める非正規雇用労働者の待遇改善は待ったなしの課題である。

現在この非正規雇用労働者の賃金やキャリア形成などの処遇において、例えば非正規雇用労働者（パートタイム労働者）の時間当たりの賃金は正社員の六割程度と、正規と非正規の間で大きな開きがあるのが現状である。今後急激に生産年齢人口が減少していく我が国において、多様な労働力の確保とともに個々の労働生産性の向上は喫緊の課題であり、賃金だけでなく、正規非正規を問わず社員のキャリアアップに資する教育訓練プログラムの開発及び実施も含めた雇用の形態にかかわらず均等・均衡待遇の確保が益々重要になっていく。

今この時、非正規労働者の賃金の見直しやキャリアアップ、さらに正社員転換を視野に入れたワークライフバランスに資する多様な正社員のモデルケースなどの普及も含め、「同一労働同一賃金」の考えに基づく非正規労働者の待遇改善のための総合的な施策を迅速に実施できるかどうか、私たちの地域そして我が国の将来を左右すると言っても過言

ではない。
以上のことより、政府においては日本の雇用制度にすでにビルトインされている独自の雇用慣行や中小企業への適切な支援にも充分に留意し、非正規雇用労働者に対する公正な処遇を確保し、その活躍の可能性を大きく広げる「同一労働同一賃金」の一日も早い実現のために次の事項について躊躇なく取り組むことを求める。

一、不合理な待遇差を是正するためのガイドラインを早急に策定するとともに、不合理な待遇差に関する司法判断の根拠規定を整備すること。

二、非正規雇用労働者と正規労働者との不合理な待遇差の是正並びに両者の待遇差に関する事業者の説明の義務化などについて関連法案の改正等を進めること。

三、とりわけ経営の厳しい環境にある中小企業に対して、例えば非正規雇用労働者の昇給制度の導入等の賃金アップや処遇改善に取り組みやすくするための様々な支援のあり方についても十分に検討すること。

◎「同一労働同一賃金」の実現を求める意見書

女性や若者などの多様で柔軟な働き方を尊重しつつ一人一人の活躍の可能性を大きく



答 宿毛小学校の改築については、中平市長の就任以降、これまでの経過を含め、市長と教育委員会の教育委員と総合教育会議等の場において協議検討を重ねてきたところである。その結果、現状を考慮する三つの案、すなわち宿毛小学校に隣接する民有地の全てを購入して、現在、校舎や体育館のある場所にグラウンドも含めて全ての施設を整備する第一案。一部民有地を購入できないかった場合の第二案。宿毛中学校のグラウンドに小中の施設一体型校舎を改築する第三案。この三つの案を保護者や地域の皆様にお示しをし、ご意見をお聞きする中で、最終的な方向を決定すべきであるということを確認したところである。その基本的な認識のもとで、去る八月二十六日に宿毛小・中学校の保護者との意見交換会を開催した。

今後は、十月には地域の皆様を対象とした意見交換会の開催を予定している。

行政視察報告

総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会が先進地視察を実施しましたので、その概要を報告します。

【総務文教常任委員会】

日時 八月三日(水)
午後三時より
視察地 熊本県上益城郡益城町
視察テーマ
「復興に向けた取り組みについて」

益城町(ましきまち)は人口三万四千人の町であり、熊本市の東部に隣接し、ベッドタウンとしての機能性から人口増加が続いています。
しかしながら、今年四月に発生した熊本地震により、ほとんどの家屋が損壊し、多くの死傷者を出す甚大な被害を受けました。
本委員会は、地震発生から復興に向けた取り組みについて
• 地震の概要と被害状況について
• 町の体制等について
• 避難所の現状について

- 罹災証明の交付状況について
- 被災家屋等の解体、撤去の現状について
- 被災者への住居の確保について
- 免除、支援制度について
- 福祉避難所の立ち上げから現状まで

などといった点について調査しました。

日時 八月四日(木)
午後一時より
視察地 大分県豊後高田市
視察テーマ
「移住定住促進について」

豊後高田市(ぶんごたかだし)は大分県の北東部、国東半島の西側に位置し、人口約二万三千人の市であり、域内には、瀬戸内海国立公園及び国東半島県立自然公園を擁し、豊かな自然と歴史文化などの地域資源が豊富な都市です。

市発展の活力は人であるとの思いから人口の増加を重点課題として、全国に先駆けて取り組みを行った結果、「住みたい田舎」四年連続でベストランキング三位以内に入るといった評価を得ています。
本委員会は、移住促進への具体的な取り組みやその成果等について調査しました。

【産業厚生常任委員会】

日時 八月四日(木)
午前十時より
視察地 兵庫県養父市
視察テーマ
「中山間農業改革特区の取り組み」

養父市(やぶし)は兵庫県北部の但馬地域の中央に位置し、人口約二万六千人の市です。人口減少が進み、高齢化や離農による担い手不足から農地が守れなくなり、約二百八十ヘクタールの農地が耕作放棄地となったことがきっかけとなり、農地の再生や農業の六次産業化を目指す中山間農業改革特別区域の指定を受けました。
この特別区域は、高齢化の進展、耕作放棄地の増大等の

課題を抱える中山間地域において、高齢者を積極的に活用するとともに民間事業者との連携による農業の構造改革を進めることにより、耕作放棄地の再生、農産物・食品の高付加価値化等の革新的農業を実践し、輸出も可能となる新たな農業のモデルを構築することを目的としています。

日時 八月五日(金)
午前十時より
視察地 広島県尾道市
視察テーマ
「空き家再生プロジェクトについて」

尾道市(おのみちし)は広島県東部の人口約十四万一千人の市です。瀬戸内海の中央に位置し、山陽自動車道やしまなみ海道等が通り、広域拠点都市の機能が高まったことから、瀬戸内の十字路として発

展してきている都市です。
尾道市は歴史と文化に溢れ、観光客も多い地域であるが、人口減少も進み、市街地に空き家が目立つ状況となっていたことから、空き家を街の資源と位置づけ、再生等を行いながらＩターン等の移住を促進するための様々な取り組みを行っている。

空き家の再生等については、民間が設立した「NPO法人尾道空き家再生プロジェクト」が行政や関係機関と連携するなかで重要な役割を担っており、空き家バンクの運営や移住希望者への支援、空き家の再生活動等を実施している。空き家の再生事例としては、カフェや宿泊施設があり、スタッフは移住者であることが多く、移住定住者の雇用の創出にもつながっていた。

本委員会は、空き家再生プロジェクト設立のきっかけや、行政との協働、再生物件の選定方法を含む空き家の利活用について調査しました。

*詳しい報告内容は、紙面の都合で割愛させていただきました。
なお、宿毛市議会ホームページに報告書全文を掲載しておりますのでご覧下さい。

各議員の議案等に対する賛否の状況

賛否の分かれた案件を記載しています。

議席	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
氏名	川田	川村	原田	山岡	山本	高倉	山上	山戸	岡崎	野々下	松浦	寺田	宮本	濱田
結果	栄子	三千代	秀明	力	英	真弓	庄一	寛	利久	昌文	英夫	公一	有二	陸紀
案件														
自衛隊誘致調査特別委員会の設置について	×	○	○	×	○	×	○	×	議長	○	×	○	○	○

【○：賛成 ×：反対】

■議会報告会（意見交換会）の開催について■

議会活動の状況を市民の皆様へ報告し、市政に関する情報提供に努めるとともに、議会に対するご意見や市政に対する提言等を直接お聞きする機会とするため、次の日程で議会報告会（意見交換会）を開催いたしますので、皆様の積極的なご参加を賜りますようお願いいたします。

○平成28年11月15日（火） 午後7時～ 宿毛文教センター2階会議室1

* 2時間程度の予定です。

●議会用語Q & A

Q 特別委員会とは。

A 常任委員会のほかに、特定の事件を審査調査するために設置された委員会のことをいう。議決により設置されます。

★会議録の閲覧を★

市議会だよりは紙面の都合で発言の一部しか掲載していません。
詳しくは「会議録」をご覧ください。
九月定例会の会議録は十二月上旬にできる予定です。
市立坂本図書館及び各支所並びに宿毛市議会ホームページでご覧になれます。
議会開会中は宿毛市のホームページとスマートフォンで映像中継しています。
なお、ホームページでは過去の議会映像も配信しています。

〽編集後記〽

朝夕冷え込む季節になりましたが、市民の皆様におかれましては、お元気に過ごしてでしょうか。

九月に発生いたしました台風十六号では、宿毛市でも多くの被害が発生し、今後更なる防災対策の必要性を再認識させられたと同時に、被害に遭われました皆様には謹んでお見舞い申し上げます。

さて、九月定例会において議決されました、宿毛市コミュニティバスの実証運行が始まりました。

公共交通の空白地帯を対象とした運行ではございますが、同時に市街地循環線も一日八便運行しており、通院やお買い物などすべての市民の皆様にご乗車頂ける事としておりますので、是非ご利用頂きますようお願いいたします。

〽編集委員〽

- 原田 秀明
- 山本 英
- 山上 庄一
- 野々下 昌文
- 松浦 英夫